

岐阜県公報

第二千三百七十三号
平成二十四年八月二十四日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定
建築基準法に規定する数値等の変更

(男女参画青少年課) 五六九
(建築指導課) 五七〇

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の新設の届出に関する件
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
公共測量の終了

(環境生活政策課) 五七〇
(商業流通課) 五七一
(同) 五七一
(用地課) 五七二

告示

岐阜県告示第百八十八号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	懺殺セールス 癒しのエロ下着	大	オーピー映画
映画	隣の団地妻 真昼の密交	大	蔵映画
映画	女囚701号 さそり外伝 第41雑居房	新	東宝映画
映画	ホストの極太 中がとろける	新	東宝映画
映画	婚前OL 不埒に濡れて	オ	オーピー映画
映画	スリッパ狂い 新妻をいじくる	新	東宝映画
映画	家政婦は人妻 舐めまわす	新	東宝映画

2 指定年月日

平成24年8月24日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

を附するものであるものと認められる。

岐阜県告示第三百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（欄五の項に規定する数値等を次のように変更したので告示する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更する区域

海津市の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び西濃建築事務所並びに海津市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成二十四年八月二十四日

岐阜県告示第三百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（欄五の項に規定する数値等を次のように変更したので告示する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更する区域

養老郡養老町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び西濃建築事務所並びに養老町産業建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年七月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人条里の里づくり

三代 表 者 の 氏 名 杉山 茂

四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字稲富一三〇八番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民やボランティアと連携を深めながら、地域の歴史文化施設の保全、地域の環境保全、地域の交通安全、情報化促進活動その他の活動を行い、より良い地域の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年八月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエルネットぎふ
- 三 代表者の氏名 山本 美季男
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町新町二五〇四番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の一般市民に対して、安心して暮らせる市民社会を実現するため、開放的で自主的な市民活動を通して要介護・要支援老人や障害者等を支援し、福祉の町づくりを目指す。他方、地域社会の環境保全活動を図り、より豊かな社会の創出に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十四年八月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年八月十日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー土岐下石店
土岐市下石町字橋詰一九二四番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年四月十一日

五 店舗面積

二、七一八平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一八台

七 荷さばき施設の面積

一三〇平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
 なお、その意見書は平成二十四年八月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

マックスバリュ垂井ショッピングセンター

不破郡垂井町二二八九番五 外

二 意見の概要

垂井町長の意見

・ 早朝時においては特に、交通渋滞解消及び交通事故防止に十分な対策を講じられたい。

（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年八月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ各務原店

各務原市那加日新町七丁目五番 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）

三 作業期間

平成二十四年五月二十九日から

同 年七月三十一日まで

四 作業地域

各務原市鷺沼朝日町、那加楠町及び那加大東町地内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

各務原市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十六日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

各務原市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十三日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

平成二十四年八月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社